

有料職業紹介に関するご案内

【業務内容】

1. 人材採用に関する相談及び、人材紹介業委託業務。

【人材紹介の流れ】

1. 求人申込票の作成。本業務に必要な資料及び、情報の提供が必要。
依頼する人材に関わる労働条件を書面または、メールにて明示する。
2. 人材の紹介
労働条件として明示した職務要件に基づき、要望に合致すると認められる人材が得られた場合は、紹介予定の人材に改めて別紙の労働条件明示書及び、雇用契約を締結し写しを交付するものとする。ただし、当該人材が希望する場合はこれをメールにより明示することができる。

【報酬料】

1. 求人者が求職者を採用した場合に報酬が発生する。
(採用を決定し、かつ採用決定者が入社意思を書面にて提示した段階で発生)
 - ・ただし、入社意思を書面で示したにも関わらず入社に至らなかった場合には紹介料は発生しない。また、これに伴う損害賠償などの一切の保証は行わない。
2. 報酬の請求、支払い及び報酬額
 - ・採用決定者の初年度予定年収（基本給、諸手当、賞与、確定残業代を含む）の20～40%（上限）を紹介手数料とする。紹介手数料は採用決定者の能力に応じ決定されるものとする。振込手数料も負担するものとする。
 - ・請求日に関しては入社月の末日付けで請求し、翌月の末尾までに指定口座に振り込みをする。
3. 報酬額の見直し
 - ・雇用契約に含まれない業務が発生した場合、または契約に定めた時間を超えて労働時間を定める必要が生じた場合は協議の上新たな賃金の額、その他の労働条件を決定し、本件契約を変更する。
 - ・入社後6ヶ月以内に契約の変更が行われた場合は採用決定者の賃金の額の変更に応じ、本件報酬の額を再算定し、報酬の額が従前の額を上回る場合、その差額を支払うものとする。

【手数料の返金制度】

- ・採用者が自己都合により6ヶ月以内に退職した場合、または本人の責に帰すべき事由により解雇により雇用契約を終了した場合、次の基準で報酬を返還するものとする。

入社後1週間未満：100%

入社後1週間以上1ヶ月未満：50%

入社後1ヵ月以上2ヶ月未満：30%

入社後2ヵ月以上3ヶ月未満：20%

入社後3ヶ月以上6ヶ月未満：10%

【返金の免責】

- ・非常勤雇用で採用した場合や、派遣期間を経てから直接雇用に切り替えた場合。
- ・労働条件に係る重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により退職に至った場合。
- ・就業環境に係る重大な問題（ハラスメント規定に抵触する等）により退職に至った場合。
- ・本人の責に帰すべき事由によらない解雇等。
- ・職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合。
- ・事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合。
- ・天災地変、内乱、戦争等により就業が困難となり退職に至った場合。
- ・その他、協議の上返金が必要ないと判断された場合。

株式会社エイチ・アンド・エム

代表取締役 藤田 春美

（許可番号 10-ユ-300311）

群馬県邑楽郡板倉町朝日野3-9-3 2F

TEL (0276) 57-6886 FAX(0276)57-6887